

(平成22年4月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 3 月

平成3年3月に会社を退職した後、A県B市で国民年金の再加入手続きを行い、国民年金保険料を納付した。

オンライン記録上、申立期間に係る国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は1か月と短期間である。

また、申立人は、平成3年3月にA県B市で国民年金の再加入手続きを行い、即日交付された国民年金保険料納付書を利用して同市役所庁舎内で国民年金保険料(8,000円程度)を納付したとしているところ、i) 戸籍の附票により、申立人が同年3月26日付けで同市に転入していることが確認できること、ii) 申立期間当時、国民年金再加入手続きを行った被保険者に対して手続き当日に納付書を交付していたこと、及び同市役所庁舎内に保険料を納付することができた金融機関が存在したことを同市から確認できたこと、iii) 申立期間当時の保険料額(8,400円)は申立人が納付したとする保険料額とほぼ一致していることなど、申立内容に不自然な点はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和46年5月4日）及び資格取得日（同年8月5日）を取り消し、同年5月及び同年6月の標準報酬月額を2万6,000円、同年7月の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年5月4日から同年8月5日まで

昭和43年8月から47年2月まで、A事業所に勤務していた。その間、途中退職したことも無いのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が3か月間空白となっている。

申立期間についても、A事業所に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A事業所において昭和43年8月3日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、46年5月4日に同資格を喪失後、同年8月5日に同事業所で再度被保険者資格を取得しており、申立期間における申立人の被保険者記録は無い。

しかし、申立期間当時のA事業所の事務担当者は、「当時、一度退職して再雇用された職員もいたが、申立人は途中退職しておらず、申立期間においても継続して勤務していたと思う。」と証言している。

また、申立人から提出された当時の家計簿には、申立期間の昭和46年5月21日、同年6月21日及び同年7月21日にA事業所から給与を支給された旨の記載があり、当該給与支給額は、申立期間の前後の給与支給額と比べても減額されていないことから判断すると、申立人は、申立期間においてA事業

所に継続して勤務し、申立期間の前後において勤務形態に変更はなかったと認められる。

さらに、申立期間の前後2年間においても、上記の事務担当者が一時的に退職していたと証言する同僚二人を除いて、申立人のように被保険者期間に空白のある者は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後のオンライン記録及び同僚の記録から、昭和46年5月及び同年6月は2万6,000円、同年7月は3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年5月から同年7月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

富山国民年金 事案 154

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月及び41年2月から47年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月
② 昭和41年2月から47年1月まで

昭和40年10月27日にA社B支店を辞め、その直後にC市役所で国民年金の加入手続と養子縁組の手続を司法書士にしてもらった。

また、昭和41年2月にD社を退職した時には、自分がC市役所で国民年金の加入手続をした覚えがある。

毎月、町内会の集金により養母と自分の二人分の国民年金保険料を納めていたのに、申立期間①及び②について、養母の納付記録はあるのに自分の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については、C市へ転入した昭和40年10月に司法書士に依頼し、C市役所で国民年金の加入手続を行ってもらい、また、申立期間②については、D社を退職した41年2月に自ら加入手続を行い、いずれの申立期間についても、町内会を通じ、養母の分と合わせて二人分の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年2月ごろに払い出されたことが確認できる上、C市保有の申立人に係る国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳にも、資格取得日は同年2月1日と記載されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間①及び②は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金手帳を所持しておらず、交付を受けた記憶も無いとしている上、申立期間①において加入手続を依頼したと

する司法書士の所在は確認できず、申立人の養母も死亡していることから、申立人が資格取得した当時の状況について確認することもできない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、町内会集金により、養母の分と合わせて毎月納付していたとしているが、当時の集金担当者を記憶していない上、申立人が当時の事情を承知しているとする近隣住民（3人）から聴取しても、申立期間において申立人及びその養母の保険料を集金していたとする証言は得られない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から23年9月1日まで
② 昭和23年9月1日から24年12月1日まで

昭和17年10月にA事業所に就職し、同事業所が名称変更したB事業所を24年12月に早期退職するまで勤務していた。当時、早期退職者には給与の22倍の退職金が支給される上、父がおらず、自分は兄弟7人の長女でもあったので、家計や自分の将来も考えて退職した。

平成21年1月20日に年金相談センターで自分の年金記録を確認したところ、昭和19年10月1日から24年12月1日までの厚生年金保険加入期間について、脱退手当金が支給済みであることを初めて知った。

脱退手当金を請求した覚えも、お金を受け取った記憶も無いので、支給済みとなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和24年12月1日にB事業所で被保険者資格を喪失した女性従業員18人のうち、8人は厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に脱退手当金の支給の記録があり、その記載内容はオンライン記録と一致していること、及び厚生年金保険被保険者資格喪失日の約2か月から8か月後に脱退手当金を受給しており、このうち2人は脱退手当金支給日が申立人と同日であることが確認できることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は昭和25年2月21日に支給されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに

不自然さほうがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月から 36 年 10 月 1 日まで
昭和 35 年 8 月から 36 年 12 月までの間、A社B出張所で現業員として勤務していたのに、厚生年金保険の資格取得日が 36 年 10 月 1 日となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間においてA社B出張所に勤務していたことはいかがえるが、同社は、申立期間当時の人事記録等を保管していないため当時の状況は不明としており、当時の同僚（4人）に照会しても、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や証言等を得ることができない。

また、申立人と同様に現業員として採用されたとする同僚（3人）は、「私は、A社B出張所に採用後、1年以上経過してから厚生年金保険の被保険者になっている。」と証言しているほか、別の同僚（1人）は、「事務担当者から、現業員は、採用後1年から2年程度は厚生年金保険に加入しないと聞いていた。」と証言している。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は昭和 36 年 10 月 5 日に払い出されていることが確認できる上、申立期間においては、A社B出張所に係る厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月 1 日から 44 年 7 月 16 日まで
昭和 42 年 6 月 1 日から 44 年 7 月 16 日まで A 社で勤務していたのに、オンライン記録では、その期間が厚生年金保険の被保険者になっていない。
申立期間において A 社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された失業保険保険料申告書、B 公共職業安定所から提出された雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書等により、申立期間前の昭和 41 年 6 月 1 日から 42 年 4 月 20 日までの間、同社での申立人の雇用保険の記録が確認できるものの、申立期間については雇用保険の記録は確認できない。

また、申立人が A 社において雇用保険の被保険者資格を取得した昭和 41 年 6 月より前に同社に採用され、申立期間も継続して勤務している元同僚(3 人)から聴取しても、申立人が申立期間に同社で勤務していた旨の証言が得られない上、元同僚はいずれも、当時、採用後すぐには厚生年金保険の被保険者資格を取得させてもらえなかったと証言している。

さらに、A 社は、申立期間当時の状況が分かる人事記録及び賃金台帳等は保存していないとしており、申立人の申立期間における勤務実態について確認できない。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

富山厚生年金 事案 551 (事案 137 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 52 年 8 月 26 日から 54 年 4 月 1 日まで
③ 平成 7 年 2 月 1 日から 9 年 8 月 1 日まで

申立期間①については、昭和 36 年 3 月に A 社 B 支店に入社し、すぐに関連会社の C 社 D 支店に出向したが、出向期間中の厚生年金保険被保険者記録が無いこと、申立期間②については、54 年 3 月まで E 社 F 支店に勤務していたのに、厚生年金保険被保険者資格が 52 年 8 月 26 日で喪失していること、申立期間③については、平成 9 年 7 月まで G 社に勤務していたのに、厚生年金保険被保険者資格が 7 年 2 月 1 日で喪失していることに納得できないと申立てをしたが、21 年 3 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知を受け取った。

当初の判断後、ほかに関連資料等が無いか探したところ、給与所得の源泉徴収票などの資料が新たに見付かったので、再審議をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、A 社 B 支店における厚生年金保険の被保険者資格取得日が申立人と同日である同僚 (1 人) は、入社後、半年ほどたってから厚生年金保険の被保険者になったと証言しており、申立期間当時、同社では、採用後一定期間を経てから厚生年金保険被保険者資格を取得させていた状況がうかがえるほか、申立人が名前を覚えている女性事務員についても、申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 3 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな事情として、申立期間当時の同僚の名前を提示したが、当該同僚は、「私は、半年ほど試用期間があり、この間は厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかったと思う。」と証言しており、申立人に係る厚生年金保険料控除をうかがわせる関連資料や証言等を得ることはできなかった。

申立期間②については、雇用保険の記録では、申立人のE社における離職日は、昭和52年8月25日となっているほか、同社は廃業しており、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料も無いとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年3月4日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、保険料納付を示す新たな資料として、昭和52年の源泉徴収票を提出したが、申立人の当時の標準報酬月額から社会保険料額を計算したところ、同年の源泉徴収票に記載された社会保険料の金額は、8か月分（保険料の控除方法を翌月控除とした場合の51年12月から52年7月まで）の社会保険料額とおおむね一致しており、申立期間②については厚生年金保険料が控除されていなかったことがうかがえる。

申立期間③については、G社（現在は、H社）では、申立人は、平成7年2月1日から社会保険が非適用の嘱託社員となり、同年3月31日に退社したとしているほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料も無いとして、既に当委員会の決定に基づき21年3月4日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな関連資料として、当時のメモ及びG社が発行した源泉徴収票を提出したが、当該メモには、申立期間の厚生年金保険料の控除をうかがわせる記載は無く、源泉徴収票についても、該当年が特定できない上、記載内容の判読も困難であることから、厚生年金保険料の控除について確認することができず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年1月から26年7月まで
② 昭和26年9月から30年12月まで

昭和21年1月から26年7月まで、A事業所で働き、依頼されて、事業所内の電気工事をしていた。

また、昭和26年9月から30年12月まで、B社に勤務していた。

関連資料等は何も無いが、申立期間においても勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、C事業所では、A事業所に勤務する者はD事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していたとしているが、オンライン記録によると、同事業所は、昭和24年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年3月以前の期間は適用事業所であったと確認できない。

また、A事業所に勤務していた者の人事記録等を管理するE事業所では、申立人については人事記録等の資料が無く、勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況は不明としており、連絡先の判明した同僚（3人）から申立人のことを覚えている旨の証言は得られたものの、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や証言等を得ることができない。

さらに、申立人が名前を覚えている同僚（4人）についても、D事業所における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

申立期間②については、申立人の説明が具体的であることから、申立人がB社に勤務していたことはうかがえるものの、オンライン記録では、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

また、B社の事業主は既に死亡している上、申立人が名前を覚えている同僚も多くが死亡しており、このうち、連絡先が判明した同僚（1人）に照会しても、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や証言等を得ることができない。

さらに、当該同僚は、「私もB社における厚生年金保険被保険者記録は無い。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 59 年 4 月 1 日から平成 4 年 3 月 1 日まで

申立期間①について、昭和 32 年 3 月に中学校を卒業し、同年 4 月から同級生数人と共に A 事業所 B 営業所へ入社し、37 年 3 月末まで働いていたのに、32 年 4 月から同年 10 月末までの間が厚生年金保険の被保険者となっていない。

申立期間②について、昭和 59 年 4 月から平成 4 年 2 月末まで C 事業所に勤務していた。平成 3 年 2 月に労災事故に遭い、その後 1 年間同社に籍があったが、労災以外の傷病については同社から支給された健康保険被保険者証で受診したことを覚えている。

申立期間について、それぞれの事業所に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、元同僚（2 人）の証言から、申立人が申立期間において A 事業所 B 営業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人が昭和 32 年 4 月に一緒に入社したとする元同僚（2 人）は、申立人と同様、いずれも同年 11 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当該元同僚の一人は、入社後しばらくしてから被保険者資格を取得したと証言しており、もう一人も、入社後半年間ほど試用期間があったと証言していることから、申立期間当時、同社では、入社後一定期間を経過してから厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたものと推認される。

また、A 事業所 B 営業所は、昭和 37 年 4 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も既に死亡しており、賃金台帳等の資料も無いことから、申立人の勤務状況や厚生年金保険への加入状況について確認することができない。

申立期間②については、事業主及び元同僚（1 人）の証言により、時期は

特定できないが、申立人はC事業所で勤務していたと認められる。

しかし、C事業所は、平成4年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録は確認できない上、事業主及び申立人が一緒に勤務していたとする元同僚（2人）についても、同社で厚生年金保険の被保険者になっていないことが確認できる。

また、事業主は、「申立人は請負労働者であり、給与としての支払はなかった。」と証言している上、元同僚（1人）も、「申立人は自分と同じ請負労働者であり、自分は申立期間には国民健康保険に加入していた。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

富山厚生年金 事案 554 (事案 65 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 7 月 10 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 44 年 10 月 26 日から同年 12 月 1 日まで

昭和 42 年 8 月から 43 年 10 月まで A 社に継続して勤務していたにもかかわらず、同社では、同年 7 月から 10 月まで厚生年金保険の被保険者となっていない。

また、昭和 43 年 11 月から 44 年 11 月まで B 社に継続して勤務していたにもかかわらず、同年 10 月及び 11 月は厚生年金保険の被保険者となっていない。

当時、子供が小さくて病院にかかっていたと思われるが、国民健康保険に加入した記憶が無いので、政府管掌健康保険に加入し、同時に厚生年金保険にも加入していたと思う。

今回、新たに、i) 申立期間当時、家族が病気になって病院等へ通う際に、A 社や B 社が加入していた政府管掌健康保険の健康保険被保険者証を使っていたこと、ii) 両社が、給与、社会保険及び労働保険に係る事務を C 労務管理事務所へ委託していたこと、iii) 昭和 43 年ごろ、D 市の E 事業所の新築工事現場で現場監督代理を半年間ほど務めていたことを思い出した。A 社及び B 社で勤務していたすべての期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、i) 雇用保険の記録により、申立人が昭和 43 年 7 月 10 日に A 社での被保険者資格を喪失していること、及びオンライン記録により、同社が同年 7 月 10 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できること、ii) F 社の元同僚等の証言により、申立期間①において、申立人が同社で勤務していたことがわかるほか、オンライン記録により、同社の従業員が B 社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できること、iii) オンライン記録上、B 社が、申立期間①のうち同年 7 月 10 日から同年 9 月 1 日までの期間において、厚

生年金保険の適用事業所となっていることが確認できないこと、iv) B社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日が申立期間①直後の同年11月1日となっていることが確認できるほか、申立期間①における整理番号の欠番も無いなど、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した形跡がみられない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成20年11月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、i) 家族が病気になって病院へ通う際に、A社が加入していた政府管掌健康保険の健康保険被保険者証を提示していたこと、ii) 同社が、給与、社会保険及び労働保険に係る事務をC労務管理事務所へ委託していたこと、iii) 昭和43年ごろ、D市のE事業所を建築する際に同社の現場監督代理として半年間ほど勤めていたことを、新たな事情として再度申し立てている。

しかし、申立期間①において、申立人が通院したとする病院へ照会しても、当時の記録が残っていない等のため、申立人が政府管掌健康保険の健康保険被保険者証を使用していたことを確認することができない。

また、A社の給与、社会保険及び労働保険に係る事務を委託していたとするC労務管理事務所は、当時の状況について不明としている。

さらに、E事業所が申立期間①より前の昭和43年1月に開業していることが確認できる。

- 2 申立期間②については、i) 申立人はB社に勤務していたとしているが、F社の元同僚等の証言により、申立期間②において、申立人が同社に勤務していたことがわかること、ii) 当該元同僚等の証言により、同社が昭和44年10月ごろにB社から独立し、給与の支払等を開始したことがうかがわれ、これらの事情と社会保険庁(当時)の記録等を勘案すると、F社の社員は、当該時期にB社での厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものと推認できること、iii) オンライン記録上、F社が、申立期間②直後の昭和44年12月1日から社会保険の適用事業所となっていることが確認できる等として、既に当委員会の決定に基づき、平成20年11月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、i) 家族が病気になって病院へ通う際に、B社が加入していた政府管掌健康保険の健康保険被保険者証を提示していたこと、ii) 同社が、給与、社会保険及び労働保険に係る事務をC労務管理事務所へ委託していたことを、新たな事情として、再度申し立てている。

しかし、申立期間②において、申立人が通院したとする病院へ照会しても、当時の記録が残っていない等のため、申立人が政府管掌健康保険の健康保険被保険者証を使用していたことを確認することができない。

また、B社の給与、社会保険及び労働保険に係る事務を委託していたとするC労務管理事務所は、当時の状況について不明としている。

- 3 そのほか、申立期間①及び②において、委員会の当初の決定を変更す

べき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月 1 日から 59 年 7 月 2 日まで

A社で勤務していた昭和 44 年 12 月から 59 年 7 月までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、52 年 8 月から退職する 59 年 7 月までの期間については、実際に支給されていた給与額と厚生年金保険の標準報酬月額が相違していると感じた。

当時、景気が右肩上がりで、給与は上がり続けているはずであり、給与から計算される標準報酬月額も同様に上がり続けているはずであるにもかかわらず、オンライン記録上、私の標準報酬月額について、i) 昭和 52 年 8 月から 54 年 7 月までの期間は 17 万円のまま据え置かれていること、ii) 55 年 10 月から 56 年 7 月までの期間は 20 万円となっており 55 年 9 月と比べて 4 万円減額されていること、iii) 58 年 10 月から 59 年 6 月までの期間は 26 万円となっており 58 年 9 月と比べて 2 万円減額されていることに、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間においてA社の社会保険に係る申請手続を行っていたB労務管理事務所から提出された、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書の標準報酬月額が、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（マイクロフィルム）に記録された標準報酬月額と一致していることから、A社が社会保険事務所（当時）に対して、オンライン記録どおりの標準報酬月額を届け出たことが確認できる。

また、申立人に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票（マイクロフィルム）及び同社に係る昭和 55 年の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書により、申立人が、同年 6 月 15 日から同年 7 月 26 日までの期間について、健康保険から傷病手当金を受給していることが確認できること

から、申立人が当該期間において同社を欠勤し、同年6月分及び同年7月分の給与が減額されたことにより、当該年度の定時決定において標準報酬月額が減額されたことがうかがえる。

さらに、A社での申立人及び元同僚（13人）に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（マイクロフィルム）にも、標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡がみられない上、申立人の元同僚が、同社は申立期間における給与計算を適正に行っていたと証言している。

加えて、申立期間において、A社で2年以上の厚生年金保険被保険者記録がある元同僚（9人）の標準報酬月額を調査したところ、このうち6人については、申立人と同様、2年以上標準報酬月額が据え置かれている者（4人）や、標準報酬月額が減額されている者（2人）がみられることから、申立人のみが他の同僚と異なる取扱いをされていた状況はうかがえない。

このほか、申立人は、申立期間において、A社から支給された給与の額及び給与から控除されていた厚生年金保険料額を明確には記憶していない上、給与明細書や賃金台帳等の申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。